

## H21.4.1 会計統合

- ・むつ市水道事業会計(計画承認済)
- ・むつ市簡易水道事業特別会計(計画承認済)

別添 1

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：むつ市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和21年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	むつ市	職員数* (H19. 4. 1現在)	41
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	151円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	13,552(H18)
累積欠損金(百万円)	0(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	374(H18)
不良債務(百万円)	0(H18)	財政力指数*	0.41(H18)
資金不足比率(%)	資金不足額なし(H18)	実質公債費比率*(%)	22.3(H19)
		経常収支比率*(%)	102.8(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
【合併期日：平成17年3月14日 合併前市町村：むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村】 ①新市における上水道事業及び簡易水道事業は、地方公営企業法を適用している2町は合併時にむつ市に統合する。 ②法非適用の簡易水道事業を運営している脇野沢村においては、合併時に再編し、新市の一般会計における特別会計とし、その後平成21年4月1日に地方公営企業法を適用し、会計を統合した。 ③新市における水道料金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年以内を目途に統一する。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	むつ市公営企業管理者 杉山 重一
既存計画との関係	むつ市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	平成20年3月議会への説明後ホームページ及び広報へ掲載する。
基本方針	平成19年度中に完成予定の「むつ市水道ビジョン」により、経営安定化のために、経営の健全運営・料金の適正化、組織の活性化と人材の育成、市民サービスの向上を基本方針とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	165.9	276.0	498.9	940.9
	補償金免除額	26.5	61.7	86.1	174.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		19		19

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	165,926	276,035	498,948	940,909
合 計 (A)		165,926	276,035	498,948	940,909
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		165,926	276,035	498,948	940,909

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		18,650		18,650
合 計 (A)			18,650		18,650
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			18,650		18,650

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>市町村合併により、地方公営企業法適用のむつ、川内、大畑の水道事業の会計は一つにしたものの、料金統一をしていないため、本来の事業統合はしていない。したがって、合併後5年を目途に一元化を図らなければならない項目として、水道料金の統一・水道加入金の存廃・水道関係手数料の統一等が有り、これらが経営改善の障害になっている。</p> <p>財政状況については、むつ地区は、平成10年度に策定した「水道財政健全計画」において平成10年度と13年度の2段階の料金改定を実施しており、その後、平成16年度から20年度まで「水道財政運営計画」を策定しており、その計画では、期間中は黒字を維持できるものとなっている。大畑地区は、給水人口及び使用水量の減少により年々黒字幅が縮小し、平成18年度から純損失が発生している。川内地区は、集落が点在するため簡易水道が7ヶ所もあり、類似団体と比べ給水原価も高いため合併前から赤字を抱えており、また、給水人口及び使用水量が減少傾向にあり、今後も累増する見込みであるため、早期の料金改定が必要になってきている。脇野沢地区についても、給水人口及び使用水量の減少により料金収入が減少しており、施設の更新・改良に必要な財源確保が困難な状況となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の統一は、合併協議会において合併後5年を目途に統一するとされているが、地区ごとに料金体系も口径別と用途別になっており、経営上料金の高いむつ地区の口径別に統一することが望ましいが、超過料金に差があり大畑地区については、段階別にも実施することも考慮しなければならない。</p> <p>課 題 ② 今後の建設改良は、現在ある上水道3、簡易水道11箇所を一つの上水道に統合することが課題となるが、老朽施設の更新等も併せて実施していかなければならないが、将来の大幅な水量増加が見込めない状況で進むため、改良財源負担の在り方や料金水準等を検討した上で、計画的な設備投資が必要である。</p> <p>課 題 ③</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)					1,406.1	1,412.6	1,400.1	1,415.6	1,371.7	1,419.8	1,534.3	1,538.6
	(1) 料金収入					1,400.1	1,404.8	1,392.3	1,408.7	1,364.5	1,412.9	1,527.1	1,531.6
	(2) 受託工事収益 (B)					0.4	0.4	0.1	0.4		0.4	0.4	0.4
	(3) その他					5.6	7.4	7.7	6.5	7.2	6.5	6.8	6.6
	2. 営業外収益					161.2	160.1	159.1	146.0	188.3	138.1	133.5	130.1
	(1) 補助金					138.6	135.7	135.9	121.6	134.4	114.5	109.6	106.3
	他会計補助金					102.7	95.7	96.8	80.9	95.3	75.3	71.9	70.2
	その他補助金					35.9	40.0	39.1	40.7	39.1	39.2	37.7	36.1
	(2) その他					22.6	24.4	23.2	24.4	53.9	23.6	23.9	23.8
	収入計 (C)					1,567.3	1,572.7	1,559.2	1,561.6	1,560.0	1,557.9	1,667.8	1,668.7
収 益 的 支 出	1. 営業費用					1,113.6	1,133.5	1,115.8	1,148.6	1,136.7	1,144.7	1,128.9	1,125.2
	(1) 職員給与					375.1	381.3	369.3	394.9	351.0	396.1	377.7	378.7
	基本給					182.6	182.9	176.9	189.5	166.7	190.4	181.8	182.6
	退職手当												
	その他					192.5	198.4	192.4	205.4	184.3	205.7	195.9	196.1
	(2) 経費					252.5	257.6	251.9	259.3	292.2	261.8	269.4	271.9
	動力費					42.8	45.2	43.1	45.5	46.1	46.0	46.4	46.9
	修繕費					44.5	44.5	44.5	44.7	46.4	45.2	45.6	46.0
	材料費					0.8	1.6	1.0	1.4	0.6	1.3	1.4	1.4
	その他					164.4	166.3	163.3	167.7	199.1	169.3	176.0	177.6
(3) 減価償却費用					486.0	494.6	494.6	494.4	493.5	486.8	481.8	474.6	
2. 営業外費用					391.6	373.3	374.6	329.9	360.7	303.0	283.0	273.0	
(1) 支払利息					389.8	371.8	373.1	328.7	326.5	301.7	281.3	267.3	
(2) その他					1.8	1.5	1.5	1.2	34.2	1.3	1.7	5.7	
支出計 (D)					1,505.2	1,506.8	1,490.4	1,478.5	1,497.4	1,447.7	1,411.9	1,398.2	
経常損益 (C)-(D) (E)					62.1	65.9	68.8	83.1	62.6	110.2	255.9	270.5	
特別利益 (F)													
特別損失 (G)					6.3	6.5	5.6	4.8	2.6	4.9	5.0	5.2	
特別損益 (F)-(G) (H)					-6.3	-6.5	-5.6	-4.8	-2.6	-4.9	-5.0	-5.2	
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)					55.8	59.4	63.2	78.3	60.0	105.3	250.9	265.3	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)					406.2	380.7	366.9	401.2	322.5	402.8	532.4	628.6	
流動資産 (J)					1,233.4	1,243.7	1,249.3	1,292.9	1,222.8	1,325.2	1,532.2	1,828.3	
うち未収金					201.8	123.7	128.9	124.9	117.1	126.2	127.4	128.7	
流動負債 (K)					28.1	33.3	22.2	33.6	30.9	34.0	34.3	34.6	
うち一時借入金													
うち未払金					21.1	24.3	15.4	24.5	22.5	24.8	25.0	25.3	
不良債務 (L)													
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不良債務比率 ( $\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (N)						1,405.7	1,412.2	1,400.0	1,415.2	1,371.7	1,419.4	1,533.9	1,538.2
資金不足比率 (M)/(N)×100)													

資本費等は18年度の  
数値を用いている  
ため、17年度以前  
分は省略

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債					270.9	717.2	702.5	401.1	394.1	211.7	72.8	606.1
	2. 他 会 計 出 資 金					35.9	51.5	50.4					
	3. 他 会 計 補 助 金					27.0	42.4	36.5	69.9	75.5	58.7	61.6	70.2
	4. 他 会 計 負 担 金					6.1	6.5	6.2	4.2	4.8	4.2	4.2	4.2
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					70.6	46.4	46.4					46.3
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						0.4						
	8. 工 事 負 担 金					3.1	5.8	12.1		5.5			
	9. そ の 他					100.5	100.0	101.9	100.0	100.0	5.3		
	計 (A)					514.1	970.2	956.0	575.2	579.9	279.9	138.6	726.8
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)					514.1	970.2	956.0	575.2	579.9	279.9	138.6	726.8
	資 本 的 支 出					410.7	391.1	386.9	203.5	224.6	89.0	82.8	666.6
	1. 建 設 改 良 費					8.2	8.6	8.1					
うち 職 員 給 与 費					616.0	1,121.2	1,121.2	931.2	951.0	821.9	654.2	649.5	
2. 企 業 債 償 還 金													
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)					1,026.7	1,512.3	1,508.1	1,134.7	1,175.6	910.9	737.0	1,316.1	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					512.6	542.1	552.1	559.5	595.7	631.0	598.4	589.3	
補 て ん 財 源					384.7	447.4	435.5	499.1	485.9	539.4	492.9	406.2	
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金					114.2	84.9	102.5	57.8	104.4	89.6	101.6	154.1	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
3. 繰 越 工 事 資 金													
4. そ の 他					13.7	9.8	14.1	2.6	5.4	2.0	3.9	29.0	
計 (F)					512.6	542.1	552.1	559.5	595.7	631.0	598.4	589.3	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
積 立 金 現 在 高						373.9	347.2	332.6	347.2	273.3	317.2	317.2	394.2
企 業 債 現 在 高						13,551.6	13,147.6	13,132.9	12,617.5	12,576.0	12,007.4	11,426.0	11,382.5
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの						13,551.6	13,147.6	13,132.9	12,617.5	12,576.0	12,007.4	11,426.0	11,382.5
うちその他に係るもの													

資本費等は18年度の  
数値を用いている  
ため、17年度以前  
分は省略

## (2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	138.6					138.6	135.7	135.9	121.6	134.4	114.5	109.6	106.3
	うち 基 準 内 繰 入 金					49.0	57.0	63.9	55.7	58.7	50.4	47.4	46.2
	うち 基 準 外 繰 入 金					89.6	78.7	72.0	65.9	75.7	64.1	62.2	60.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの												
資 本 的 収 支 分	69.0					69.0	100.4	93.1	74.1	80.3	62.8	65.8	74.4
	うち 基 準 内 繰 入 金					46.4	64.2	68.3	56.0	46.8	45.4	45.7	51.1
	うち 基 準 外 繰 入 金					22.6	36.2	24.8	18.1	33.5	17.4	20.1	23.3
	うち赤字補てん的なもの						12.8	7.9		15.2			

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)												
料金回収率※ (%)					96.17	96.92	97.60	99.41	94.84	101.54	112.15	113.51
総収支比率(法適用) (%)					103.69	103.92	104.23	105.64	104.00	107.62	117.87	119.08
経常収支比率(法適用) (%)					104.13	104.37	104.62	105.98	104.18	107.99	118.29	119.52
営業収支比率(法適用) (%)					126.28	124.64	125.48	123.84	120.67	124.64	136.22	137.05
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)					-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)												
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)												
繰入金比率	収益的収入分 (%)				8.85	8.63	8.72	7.79	8.61	7.35	6.57	6.16
	うち基準内繰入金 (%)				3.13	3.63	4.10	3.57	3.76	3.24	2.85	2.55
	うち基準外繰入金 (%)				5.72	5.00	4.62	4.22	4.85	4.11	3.72	3.61
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)											
	うち赤字補てん的なもの (%)											
	資本的収入分 (%)				13.42	10.36	9.74	12.88	13.86	22.46	47.48	10.31
	うち基準内繰入金 (%)				9.02	6.62	7.15	9.73	8.07	16.21	32.99	7.11
	うち基準外繰入金 (%)				4.40	3.74	2.59	3.15	5.79	6.25	14.49	3.20
	うち赤字補てん的なもの (%)											

資本費等は18年度の数値を用いているため、17年度以前分は省略

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は、水道使用者に対して健全な給水サービスを提供することに対して得られるものであり、それにより、水道事業の発展が図られるよう適正に定めなければならないものとする。また料金収入の見込みについては、合併後5年を目途に統一するとされており、現時点において十分賄えるものと考えている。
2 他会計繰入金の見込み	地方公営企業法の繰出基準に基づくものは基準額通り、また一般会計の施設のための配水管整備に係る企業債元利償還分、簡易水道に係る統合前の建設改良に要する経費の上乗分及び簡易水道の収支不足額についても一般会計と協議しながら繰入金の確保に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資の有無については、合併により現在、経営認可上では上水道3地区、簡易水道11箇所存在しているが、これらをひとつの上水道に統合するため簡易水道事業統合整備事業(平成20年度～平成30年度)を計画している。資産売却等による収入の見込みについては、現在のところ計画はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	料金収入については、過去平成元年度から平成18年度の実績を基に有収率に整合性のある等比級数法を用いて有収水量を算定し、直近の供給単価を乗じて算出、また平成22年度に一部地区の料金改定(7.5%)を見込んでいる。補助金については、一般会計との協議により財政運営計画を基に策定した。支出については、過去の実績に基づき算定、減価償却費は、これからの建設改良等を見込み、また、支払利息についても公的資金補償金繰上償還により支払利息額の減少を加味し策定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>合併前までは、むつ地区においてはむつ市行革大綱により平成14年度～16年度の間は4名の削減をしてきたが、むつ市集中改革プランにおいて、合併により平成17年度は1名の増(ただし、平成17年12月に1名退職)となり、その後平成21年度までは増減なしとなっている。なお、平成22年度には窓口業務の合理化等により2名の削減を見込んでいる。</p> <p>国家公務員と同様に平成18年度から給与構造改革(年功的な給与上昇の抑制)を実施している。地域手当については該当なし。</p> <p>技能労務職員はなし</p> <p>平成17年度に廃止</p> <p>水道事業単独での福利厚生事業はなし</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>課題②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水道の経営改善 むつ地区においては、市内に点在する8箇所の簡易水道を、平成元年度に最花地区、平成4年度に大川目地区を上水道に統合し、残りの6地区については、簡易水道事業経営の抜本的な改革として、平成14年度から19年度までの継続事業で簡易水道統合整備事業を実施し、順次上水道に統合し、本年度奥内・中野沢地区の整備をもって完了した。 しかし、合併後新たに川内地区の7箇所、大畑地区の2箇所、また、平成21年度からは脇野沢地区の2箇所の簡易水道が編入となり、その経営に苦慮しているところである。特に川内地区の各簡水施設は老朽化が激しく、更新が迫られている。 折しも、本年度に簡易水道等施設整備費国庫補助事業の採択要件が上水道の一元化を図ることが重点となっていることから、現在立案中の水道ビジョンにおいて、市内に点在する簡易水道について上水道への統合を前提に更新を考えている。</li> <li>・水道料金徴収業務の民間委託の推進 平成17年3月14日の1市2町1村の合併以前、むつ地区の検針収納業務委託については、これまで私人委託であったものを、15年度から法人委託にした。これは、ここ数年収納率が低下し未納水道料金が増加傾向にあったこと、14年度に未納水道料金の収納業務を法人に委託し、その効果が顕著であったことから、検針、収納業務の法人委託化を図った。17年度からは、川内地区、大畑地区について、また20年度からは脇野沢地区についても法人委託をし、将来は検針→測定→収納→消し込みまでの一連の徴収業務委託を考えている。 ・全地区において管末残塩測定を18年度から、またむつ地区においては一部施設の見廻りを10年度から民間委託している。</li> </ul>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① ・料金収入の現状は、むつ地区を除く川内地区、大畑地区及び脇野沢地区については、給水人口の減少に歯止めがかからず減少傾向にある。 ・料金水準については、むつ地区は口径別料金、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区は用途別料金であり、合併協定では合併後5年以内（平成21年度）を目途に料金の統一を図るものとしている。合併時から懸念される問題として、(1)給水人口が多いむつ地区の料金が他地区より高いので、料金を低い水準にすると全体で赤字会計に転落する。(2)川内地区が累積赤字を解消できないまま編入になり、その後も累増している。(3)4地区とも基本料金は接近しているが、超過料金に較差があり、特に大畑地区については、1m <sup>3</sup> 当たりの単価がむつ地区259円に対して120円（家庭用）で、半分以下である。 以上のことから、事業を営営する立場としては、料金体系、料金水準ともむつ地区に統一するのが最良と判断しているが、激変を緩和するために、地区別、段階別（数回に分ける）に実施することも考慮しなければならない状況である。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開  ○ 行政評価の導入	年4回発行の広報紙「むつ市水道だより」を媒体に情報公開しており、今後ホームページ等も視野に入れ情報公開に努める。  毎年度水道事業ガイドライン（日本水道協会）の業務指標により、類似事業体との比較等現状分析、評価し、劣悪項目の給水原価・給水収益に対する企業債利息及び企業債残高の割合等の改善を図るとともに、指標項目全般の優良化を推進する。
5 その他	平成19年度完成予定のむつ市水道ビジョンを策定中（計画期間平成20年度～平成29年度）

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	水道料金の統一により、調定事務の一元化が図られ、料金業務部内職員を平成22年度に2名の削減をする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併以前に累積赤字を保有していた川内地区は、合併により全体では解消された形となっている。しかし、料金制度が三者三様であるので、合併後もそれぞれの財務諸表は継続して作成している。料金をむつ地区に一元化することで、川内地区の累積赤字は7～8年で解消されると試算している。また、大畑地区についても平成18年度から純損失が発生しているが、一元化を図ることにより利益を生じる。脇野沢地区については、繰越欠損金はない。また、料金を一元化することにより、各地区でそれぞれの調定システムにより調定業務を行っていたものが一元化でき、経費の削減になる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	当水道事業における一般会計からの基準外繰入れのほとんどは簡易水道事業に係る営業助成金であり、簡易水道事業に係る支出の半分程度の料金収入しかないものを、地方公営企業法を適用させて上水道事業に含んで経営しているところに起因する。このことは、組織、会計方式の一元化等それなりの改善は図られているものの、抜本的な改革には至っていない。むつ地区については、長期的展望に立って上水道への統合を進め、平成20年度からは償還終期まで元利償還金分の繰入れとしているが、今後他地区についても同様に統合事業を進め、順次上水道に編入し、元利償還金分のみ繰入れとする計画である。
4 その他	平成22年度に料金改定（7.5%）を実施する計画である。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>															
4	料金改定率													7.5%	
	改善額(料金の適正化)※1												110,111	110,316	220,427
4	未収金の徴収対策				19,408	21,641	41,049	953	964	1,048	865	1,143	1,239	1,334	
	改善額									96	-88	191	286	381	954
	一般会計負担金の額	52,000	49,200	49,500	45,661	42,007		41,900	51,204	56,200	59,206	42,100	36,400	36,900	
	改善額(負担金の確保等)			300			300		9,197	14,300	17,199			500	14,800
	資産の有効活用														
	改善額(収入増額)														
4	その他(会計の黒字化)											15,900	12,400	7,500	
	改善額											15,900	12,400	7,500	35,800
<b>【経費の削減】</b>															
職員給与費の適正化															
1	職員給与費(退職手当以外)	383,167	363,435	362,850	389,045	383,222		389,954	377,372	394,966	359,905	396,059	377,651	378,696	
	改善額	6,881	13,460	26,628	19,613	26,056	92,638			-4,100	12,718	-4,100	15,405	15,462	22,667
	給与水準(基本給)	193,992	187,153	179,645	188,707	186,155		186,600	180,471	189,562	170,598	190,368	181,805	182,577	
	改善額					3,359	3,359			-2,000		-2,000	-2,000	-2,000	-8,000
	その他(手当等)	189,175	176,282	183,205	200,338	197,067		203,354	196,901	205,404	189,307	205,691	195,846	196,119	
	改善額					2,888	2,888			-2,100		-2,100	-2,100	-2,100	-8,400
	その他(人員削減)	1	1	2		-1						-2,100	-2,100	-2,100	
	改善額	6,881	13,460	26,628	19,613	19,809	86,391				12,718		19,505	19,562	39,067
	職員給与費(退職手当)														
1	職員数(人)	44	43	41	41	42		42	42	42	39	42	40	40	
	増減数(人)	-1	-1	-2		1	-3				-3		-2		-2
	維持管理費等	7,239	5,905	10,858	6,667	10,640		7,239	6,953	6,762	24,728	6,762	6,762	6,762	
	改善額(適正化)							3,401	3,687	3,905	-14,088	3,905	3,905	3,905	19,021
	工事コスト※2														
	改善額(縮減額)														
	その他( )														
	改善額														
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	
	増減														
	企業債現在高	13,994,352	14,178,342	14,138,378	13,896,704	13,551,583		13,147,600	13,132,902	12,617,525	12,575,931	12,007,362	11,425,961	11,382,543	
	増減	201,966	183,990	-39,964	-241,674	-345,121	133,987	-403,983	-418,681	-530,075	-571,669	-610,163	-581,401	-43,418	
	改善額合計														313,669
	(参考) 補償金免除額														174,261

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(人)					61,134	60,860	60,308	60,589	60,166	60,324	60,062	59,804
年間総有収水量(m <sup>3</sup> )					6,066,366	6,081,693	6,102,023	6,097,155	5,944,576	6,113,432	6,130,023	6,147,430
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)					35,029	35,029	35,029	35,029	33,828	35,029	35,029	35,029
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)					25,921	25,952	25,165	25,985	24,260	26,077	26,112	26,208
最大稼働率(%)					74.00	74.09	71.84	74.18	71.72	74.44	74.54	74.82
供給単価(円/m <sup>3</sup> )					230.80	230.99	228.17	231.05	229.52	231.10	249.11	249.14
給水原価(円/m <sup>3</sup> )					239.98	238.33	233.77	232.42	242.00	227.59	222.13	219.48

資本費等は18年度の数値を用いているため、17年度以前分は省略

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、経営認可上では、上水道3地区、簡易水道1箇所存在するが、平成21年度にこれらをひとつの上水道に統合する経営変更認可をする。事業は、平成23年度から平成30年度までとし、順次上水道に統合する。